（添付書類）

第二十二条　法第三十五条第四項において準用する法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一　第三条第一号から第三号の三まで、第五号及び第六号（ロを除く。）、第七号又は第八号（イを除く。）並びに第九号に掲げる書類

二　（略）

（事業計画の変更の届出）

第二十四条　法第三十五条第六項において準用する法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更は、各営業所に配置する事業用自動車の数の変更（自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、当該事業用自動車のうち当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の数の変更を含む。）とする。

2　（略）

（事業の届出）

第三十三条　法第三十六条第一項前段の規定により貨物軽自動車運送事業の経営の届出をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運送事業経営届出書を提出しなければならない。

一・二　（略）

三　次に掲げる事項を記載した事業計画

イ～ハ　（略）

ニ　自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行貨物運送に係るハに掲げる事項

ホ　（略）

ヘ　乗務員等の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

四　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第三条第一号に掲げる書類

二　自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

三　特定自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、当該特定自動運行貨物運送に係る道路交通法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類

3～5　（略）

（権限の委任）

第四十二条　（略）

2　前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるもの及び貨物自動車利用運送に関するものを除く。）及び貨物軽自動車運送事業に関するものは、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一　法第九条第一項の認可（次に掲げるものを除く。）及び同条第三項の規定による届出の受理

イ～ニ　（略）

（添付書類）

第二十二条　法第三十五条第四項において準用する法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一　第三条第一号から第三号まで、第五号及び第六号（ロを除く。）、第七号又は第八号（イを除く。）並びに第九号に掲げる書類

二　（略）

（事業計画の変更の届出）

第二十四条　法第三十五条第六項において準用する法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更は、各営業所に配置する事業用自動車の数の変更とする。

2　（略）

（事業の届出）

第三十三条　法第三十六条第一項前段の規定により貨物軽自動車運送事業の経営の届出をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した貨物軽自動車運送事業経営届出書を提出しなければならない。

一・二　（略）

三　次に掲げる事項を記載した事業計画

イ～ハ　（略）

（新設）

ニ　（略）

ホ　乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

四　（略）

2　前項の届出書には、第三条第一号に掲げる書類を添付しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

3～5　（略）

（権限の委任）

第四十二条　（略）

2　前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるもの及び貨物自動車利用運送に関するものを除く。）及び貨物軽自動車運送事業に関するものは、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一　法第九条第一項の認可（次に掲げるものを除く。）及び同条第三項の規定による届出の受理

イ～ニ　（略）